# [参考]　大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会関係資料

**大阪府附属機関条例（昭和二十七年十二月二十二日　大阪府条例第三十九号）（抄）**

 (趣旨)

第一条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

 (設置)

第二条　執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2　前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

（中略）

別表第一（第二条関係）

一　知事の附属機関

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| （中略） | （中略） |
| 大阪府地域福祉推進審議会 | 地域福祉の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務 |
| （中略） | （中略） |

（中略）

附　則（平成二四年条例第一二九号）（抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（後略）

**大阪府地域福祉推進審議会**

**地域福祉支援計画推進分科会設置要綱**

(設置目的)

第１条　大阪府地域福祉支援計画を円滑に推進するとともに、市町村における地域福祉計画に基づく事業の推進及び先進的な取組みの普及・拡大を図ること等により、府内の地域福祉の向上を図ることを目的として、大阪府地域福祉推進審議会（以下「審議会」という。）に地域福祉支援計画推進分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第２条　分科会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

　一　大阪府地域福祉支援計画の策定に関すること

二　大阪府地域福祉支援計画の進行・管理・評価に関すること

三　市町村の地域福祉活動に係る評価、助言に関すること

四　その他地域福祉の推進に関すること

(構成)

第３条　分科会は、審議会規則第６条第二項の規定により指名された委員及び専門委員で構成する。

(会議)

第４条　分科会の会議は、審議会の会長が指名する分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

２　分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

３　分科会長は分科会の会務を掌理し、分科会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

４　分科会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

５　分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

６　分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議会又は分科会の議決により、審議会の決議としないことができる。

７　緊急に決定する必要がある事項について分科会を招集することができないとき、又はその審議事項の内容により支障がないときは、分科会長の判断により書面又は電子メールによる会議を開催することができる。

(部会)

第５条　分科会に、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に属する委員及び専門委員は、分科会に属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから分科会長が指名する委員がこれに当たる。

４　分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって分科会の決議とすることができる。

５　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を分科会に報告する。

６　前四項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第６条　分科会の庶務は、福祉部地域福祉推進室地域福祉課において行う。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

**大阪府地域福祉推進審議会委員名簿**

 　　　　　　　　　　　 　（令和６（2024）年３月現在　五十音順　敬称略）

|  |  |
| --- | --- |
| 浅野　安希子 | 大阪府介護者（家族）の会連絡会大阪狭山市介護者家族の会「たまゆら」　会長 |
| 遠藤　和佳子 | 関西福祉科学大学社会福祉学部　教授 |
| 大西　豊美 | （社福）大阪府社会福祉協議会社会福祉施設経営者部会　部会長 |
| 小野セレスタ　摩耶 | 同志社大学社会学部　准教授 |
| 川西　利則 | 大阪府民生委員児童委員協議会連合会　会長 |
| 黒田　隆之 | 桃山学院大学社会学部　教授 |
| 小尾　隆一 | （社福）大阪手をつなぐ育成会　常務理事 |
| 清水　由香 | 武庫川女子大学心理・社会福祉学部　講師 |
| 田垣　正晋 | 大阪公立大学現代システム科学域　教授 |
| 種橋　征子 | 関西大学人間健康学部　教授 |
| 田村　賢一 | （一財）大阪府人権協会　代表理事 |
| 津田　和宏 | 大阪府市町村社会福祉協議会連合会　監事 |
| ○筒井　乃り子 | 龍谷大学社会学部　教授 |
| 寺内　啓二 | 大阪府町村長会（能勢町福祉部長） |
| 永井　美佳 | （社福）大阪ボランティア協会　常務理事兼事務局長 |
| 中北　清 | （特非）ふくてっく　事務局長 |
| 西田　孝司 | （社福）大阪府社会福祉協議会老人施設部会　部会長 |
| ◎藤井　博志 | 関西学院大学人間福祉学部　教授 |
| 藤田　由紀子 | 弁護士 |
| 本多　容子 | 藍野大学医療保健学部　教授 |
| 前川　阿紀子 | （公社）大阪社会福祉士会　会長 |
| 前川　たかし | （一社）大阪府医師会　理事 |
| 松野　剛史 | 公認会計士 |
| 森垣　学 | （社福）大阪府社会福祉協議会　事務局長 |
| 森口　秀樹 | 大阪府市長会（柏原市福祉子ども部長） |
| 森脇　睦郎 | （社福）産経新聞厚生文化事業団　専務理事 |
| 吉田　初恵 | 天理大学人間学部　教授 |

**大阪府地域福祉推進審議会**

**地域福祉支援計画推進分科会委員名簿**

 　　　　　　　　　　　　（令和６（2024）年３月現在　五十音順　敬称略）

|  |  |
| --- | --- |
| 小野セレスタ　摩耶 | 同志社大学社会学部　准教授 |
| 川西　利則 | 大阪府民生委員児童委員協議会連合会　会長 |
| 田垣　正晋 | 大阪公立大学現代システム科学域　教授 |
| 種橋　征子 | 関西大学人間健康学部　教授 |
| 田村　賢一 | （一財）大阪府人権協会　代表理事 |
| 津田　和宏 | 大阪府市町村社会福祉協議会連合会　監事 |
| ○筒井　乃り子 | 龍谷大学社会学部　教授 |
| 永井　美佳 | （社福）大阪ボランティア協会　常務理事兼事務局長 |
| ◎藤井　博志 | 関西学院大学人間福祉学部　教授 |
| 本多　容子 | 藍野大学医療保健学部　教授 |
| 前川　阿紀子 | （公社）大阪社会福祉士会　会長 |
| 前川　たかし | （一社）大阪府医師会　理事 |
| 森垣　学 | （社福）大阪府社会福祉協議会　事務局長 |
| 森口　秀樹 | 大阪府市長会（柏原市福祉子ども部長） |

◎は分科会長、○は分科会長職務代理者

**大阪府地域福祉推進審議会における審議経過**

［令和４（2022）年度］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 開催日 | 審議内容 |
| 第1回分科会 | ３月29日 | １　第４期大阪府地域福祉支援計画に係る取組について・第４期大阪府地域福祉支援計画に係る取組状況について（令和３年度）・中間見直しで記載した事項に関する最新の動向　２　第５期大阪府地域福祉支援計画について・社会福祉法の改正等による地域福祉支援計画への記載事項ついて・地域福祉と重層的支援体制整備事業の推進課題（講義）・第５期大阪府地域福祉支援計画策定に向けた意見交換 |

［令和5（2023）年度］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 開催日 | 審議内容 |
| 第1回分科会 | ８月22日 | １　第４期大阪府地域福祉支援計画に係る取組について・第４期大阪府地域福祉支援計画に係る取組状況について（令和4年度）２　第5期大阪府地域福祉支援計画について・第5期大阪府地域福祉支援計画（骨子案）について・今後のスケジュール |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 開催日 | 審議内容 |
| 第２回分科会 | 12月26日 | １　第5期大阪府地域福祉支援計画について・第5期大阪府地域福祉支援計画（素案）について |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 開催日 | 審議内容 |
| 第１回審議会 | 3月22日 | １　第5期大阪府地域福祉支援計画について・第5期大阪府地域福祉支援計画（案）について２　大阪府地域福祉推進審議会について　・分科会の設置等について３　各分科会の活動内容の報告 |

　　　　　　　　 **福祉部地域福祉推進室地域福祉課**

　　　　　　　　　 〒540-8570　大阪市中央区大手前２丁目

　　　　　　　　 　 TEL 06(6944)7109 FAX 06(6944)6681

 ホームページhttps://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/keikaku2/index.html